

IV 用語の解説

1 集計項目について

(1) 事業所数（令和3年6月1日現在の数値）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

なお、品目別統計表（統計表E1、E2表）における「産出事業所数」とは、当該事業所の産業分類（154ページ 2参照）とは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所を集計した項目です。

(2) 従業者数（令和3年6月1日現在の数値）

令和3年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいいます。したがって、当該事業所から他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含めません。一方、他の会社などの別経営の事業所から出向または派遣されている人（受入者）は従業者に含まれます。

従業者数 = ① 有給役員 + ② 常用雇用者（③ 無期雇用者 + ④ 有期雇用者（1か月以上）） - ⑥ 送出者 + ⑦ 出向・派遣受入者

① 有給役員

法人の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問いません。）、役員報酬を得ている人をいいます。

他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。

② 常用雇用者

無期雇用者および有期雇用者（1か月以上）に分けられます。

③ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいいます。

④ 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

⑤ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいいます。

⑥ 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

⑦ 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

(3) 現金給与総額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における①と②の合計です。

現金給与総額 = ① 常用雇用者および有給役員の給与額 + ② その他の給与額等

① 常用雇用者および有給役員の給与額

常用雇用者および有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額をいいます。

② その他の給与額等

「常用雇用者および有給役員に対する退職金または解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」および「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいいます。

(4) 原材料使用額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における①から⑥の合計をいいます。

原材料使用額等 = ① 原材料使用額 + ② 燃料使用額 + ③ 電力使用額
+ ④ 委託生産費 + ⑤ 製造等に関連する外注費
+ ⑥ 転売した商品の仕入額

① 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料および消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

② 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用および暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいいます。

③ 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

④ 委託生産費

原材料または中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造または加工を委託した場合、これに支払った加工賃および支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含みません。

⑤ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含みません。

⑥ 転売した商品の仕入額

1年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れてまたは受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含みません。

(5) 製造品出荷額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における次の①から③の合計をいいます。消費税および酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税を含みます。

製造品出荷額等 = ① 製造品出荷額 + ② 加工賃収入額 + ③ その他収入額

① 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。なお、仕入れてまたは受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含みません。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。）

② 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品または半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取ったまたは受け取るべき加工賃をいいます。

③ その他収入額

①、②以外の収入額をいいます。

(6) 製造品、半製品および仕掛品、原材料および燃料の在庫額（従業者10人以上の事業（一部を除く（※）。））

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、仕入れてまたは受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含みません。

※ 原材料および燃料の在庫額は従業者30人以上の事業所のみ調査しています。

(7) 有形固定資産額（従業者10人以上の事業所（一部を除く（※）。））

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっていいます。

① 有形固定資産額の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物および構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ウ 機械および装置（附属設備を含む。）

エ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

② 建設仮勘定の増加額および減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失および同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

④ 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいいます。

⑤ 有形固定資産額の算式は以下のとおりです。

- ア 年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却・売却による減少額 - 減価償却額
- イ 建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額
- ウ 投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

※ 有形固定資産額の取得額等の「イ 建物および建築物」、「ウ 機械および装置」および「エ その他」にかかる内訳金額については、従業者30人以上の事業所のみ調査しています。なお、本書の集計では、「年初現在高」および「年末現在高」についてのみ従業者10人以上の事業所にかかる集計をしています。（統計表B3、C3表）

(8) 生産額（従業者10人以上の事業所）

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいいます。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品および仕掛品年末価額} - \text{半製品および仕掛品年初価額})$$

(9) 付加価値額（従業者29人以下は粗付加価値額）

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいいます。

① 付加価値額（従業者30人以上の事業所）

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品および仕掛品年末価額} - \text{半製品および仕掛品年初価額}) \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税} (\ast 1)) \\ &+ \text{推計消費税額} (\ast 2) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

② 粗付加価値額（従業者29人以下の事業所）

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税} (\ast 1) + \text{推計消費税額} (\ast 2)) - \text{原材料使用額等}$$

※1 「平成29年工業統計調査」より「酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

※2 推計消費税額は「平成13年工業統計調査」より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

(10) 工業用地（従業者30人以上の事業所）

事業所敷地面積

令和3年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいいます。

ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫およびその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合またはこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外します。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含みます。

(11) 工業用水（従業者30人以上の事業所）

淡水・水源別用水量

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1日当たり用水量とは、令和2年1月から令和2年12月までの1年間に使用した工業用水の総量を令和2年の操業日数で割ったものをいいます。

① 公共水道

都道府県または市区町村によって経営されている工業用水道または上水道から取水した水をいいます。

ア 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの

イ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

② 井戸水

浅井戸、深井戸または湧水から取水した水をいいます。

③ その他の淡水

「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいいます。例えば、河川、湖沼または貯水池から取水した水（地表水）、河川敷および旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などです。

④ 回収水

事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいいますが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問いません。

2 産業分類について

(1) 産業分類

集計に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に準拠しています。

(2) 事業所の産業分類の決定方法（産業格付）

① 一般的な方法

ア 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定しています。

イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定します。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とします。

② 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」および「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業です。

**令和3年経済センサス-活動調査
結果報告書
製造業に関する集計**

発行 令和5年(2023年)2月28日
滋賀県総合企画部統計課
〒520-8577大津市京町四丁目1-1
TEL:077-528-3398
E-mail:cv0008@pref.shiga.lg.jp